

令和4年度「未来の妊娠・出産を考えるきっかけづくり事業」における
社会人向け講演会イベント実施等に係る業務委託仕様書

1 委託業務名

「未来の妊娠・出産を考えるきっかけづくり事業」における社会人向け講演会イベント実施等に係る業務委託

2 委託業務の目的

子ども・若者が主体的に将来を選択できるよう、妊娠・出産等に関する医学的・科学的な知識や支援制度を踏まえたライフプランニングを考えるきっかけを提供することを目的に実施する。

3 委託業務内容等

(1) 概要

子ども・若者が主体的に将来を選択できるよう、妊娠・出産等に関する医学的・科学的な知識や支援制度を踏まえたライフプランニングを考えるきっかけを提供するための講演会等を実施する。

(2) 業務内容

社会人向け講演会イベントの実施等に関する業務。

<イベント対象者及び参加規模等>

- ・ 対象者：20代前半の男女（特に社会人を対象とする）
- ・ 参加規模：200名程度
- ・ 実施時期：令和4年10月頃

※ なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、オンラインでの実施とすること。

① 講演会イベント会場の確保

対象となる若者が来場しやすい施設かつ200名程度が受講可能であり、講演会以外の集客イベントも同時実施が可能な施設（会場）の確保。

② 若者に訴求力のある講演会イベントの企画・設営・実施

対象となる若者の参加意欲を向上させる講演会イベントの企画・設営・実施。

<イベント企画イメージ>

- ・ 講演会本体ではなく、講演会に前後するステージイベントや会場内の集客イベント、会場全体の設営などイベントとしての提案を行うこと。

- ・ 著名人やインフルエンサーなどゲストによるトークショーと学識経験者（県選定）とのトークセッション（不妊治療に関する啓発や食を通じた健康なからだづくりの啓発を行っているゲストを活用し，妊娠・出産に関する正しい知識の普及を行う）
- ・ 美ボディ度測定ブースの設置（測定項目の中に，妊娠・出産に関する正しい知識に関連する項目を入れ，啓発を行う）
- ・ カップル向け子どもの顔合成ブース（妊娠・出産を考慮したライフプランニングの啓発につなげる）
- ・ 妊娠・出産の正しい知識の普及・啓発に資するグッズの作成・配布 など

- ③ 若者に対するライフプランセミナーの企画等
講演会イベントの一環として実施するライフプランセミナーの企画，設営，運営，実施。

<留意事項>

- ・ ライフプランセミナーは，当方と打合せの上，妊娠・出産に関する正しい知識を踏まえたライフプランニングに資する内容となる予定。
- ・ 企画提案に当たっては，提案者の特性を活かしたライフプランセミナーの企画及び運営方法等を示すとともに，過去に実施したライフプランセミナーの企画状況等についても掲載すること。

- ④ 若者に伝わるイベント告知や周知の実施
SNSの活用等，ターゲットである若者を考慮した手法による告知や周知の実施。
※ 県のHPやSNS等，県の広報媒体以外での告知等

<告知等のイメージ>

- ・ 会場で利用可能な電子クーポンの配布を兼ねた告知
- ・ 店舗で利用可能な電子クーポンの会場での配布
- ・ ゲストのインスタグラムによるストーリー配信
- ・ SNSでのオンライン広告の実施
- ・ 委託企業の公式SNSを活用した周知 など

- ⑤ 来場者アンケートの実施及び結果の取りまとめ

来場者に対し、未来の妊娠・出産等に関連するアンケートを実施し、結果を取りまとめる。

4 実績の報告

業務実施後、30日以内に、実績報告書を2部作成し、紙媒体（A4サイズ）及び電子媒体で提出すること。

なお、実績報告書には、次の内容を含むものとする。

- ・ 実施業務の概要
- ・ 業務の実施体制
- ・ 収支報告
- ・ 参加者情報
- ・ 実施した業務の内容、実績等

5 著作権等

本事業により得られた成果品及び電子データ等、新たに作成したコンテンツに関する著作権と、これを構成する素材の著作権（二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む）は、鹿児島県に帰属し、鹿児島県は、これらが無償で自由に改編し、二次利用することができるものとする。

6 履行期限

令和4年11月30日（水）

7 その他

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、業務内容の一部を中止することがある。
- ・ イベントの実施においては、感染症対策を含め、来場者等の安全・安心対策に十分配慮すること。
- ・ この仕様に定めない項目であっても、本業務に必要な事項については含むものとし、疑義の生じた事項については、県と受諾者双方協議して定めることとする。